

# 同窓会会則

昭和30年 2月17日制定

昭和35年 8月21日全面改正

昭和36年 8月20日一部改正

昭和39年 8月16日一部改正

平成12年 8月22日一部改正

平成19年10月27日一部改正

## 第1章 総 則

第1条 本会は長崎県立大崎高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、長崎県立大崎高等学校（以下母校という。）の発展に資することを目的とする。

第3条 本会の主たる事務局は母校内に置く。

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は母校全日制・定時制及び西彼杵高校大島分校の卒業生とする。

第5条 会員になった者は速やかに氏名・住所・職業その他必要な事項を本会に届けなければならない。その異動があった時もまた同じとする。

2 会員は本会則に定める会費を納入しなければならない。

3 会員は会長又はその他の役員に対して、会の運営状況及び会計状況又はその他の本会に関することについて、説明を求め又は意見を述べることができる。

4 会長又はその他の役員は、前項によって会員より本会に対して何らかの要望等があったときは、これを幹事会又は運営委員会に諮るなどして良心的に処理しなければならない。

第5条の2 母校の現職員及び元母校職員であった者を本会の特別会員とする。

## 第3章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- |   |       |                 |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 会 長   | 1名              |
| 1 | 副 会 長 | 3名（全日制2名 定時制1名） |
| 1 | 庶務会計  | 1名～2名           |
| 1 | 監査委員  | 2名              |
| 1 | 幹 事   | 各期から4名以内        |
| 1 | 運営委員  | 若干名             |

第7条 新たに幹事を選出しようとするとき及び幹事の欠員を補充しようとするときは、幹事会が会員

の中からこれを推薦し、総会の承認を得て決定する。この場合、会員の所在する地域及び卒業年次により均衡を失わないようにしなければならない。

- 2 幹事の任期は、本人が正当な事由により辞任を申し出、幹事会及び総会がこれを承認したとき終わるものとする。

第8条 運営委員は幹事の中から幹事会によりこれを選出する。

- 2 会長、副会長、庶務会計及び監査委員は会員の中から総会によりこれを選出する。

第9条 会長は会を代表し、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 庶務会計は各種会合に参加し、議事を記録し、その他本会の一般事務及び会計事務を処理する。
- 4 監査委員は本会の会計及び一般業務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第10条 運営委員、会長、副会長及び庶務会計の任期は5か年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 運営委員、会長、副会長、庶務会計及び監査委員は同一人がこれを兼ねることはできない。

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会員以外の者の中から幹事会がこれを推薦し、総会が承認する。
- 3 顧問は本会の諮問に応じて、本会の運営その他について適当な助言を与える。

## 第4章 会 議

第12条 本会の会議は総会、幹事会及び運営委員会とする。

- 2 総会は5年に1回、これを開く。
- 3 幹事会は、必要に応じては随時開くことができる。
- 4 運営委員会は必要に応じこれを開く。

第12条の2 臨時総会は次の場合にこれを開催する。

- 1 会長が必要と認めるとき
- 2 幹事会より請求があったとき
- 3 会員40名以上の請求があったとき

第13条 総会は会員相互の親睦を図り、また本会運営の全般にわたって審議し、処理することを目的とする。

- 2 総会において決議された事項は幹事会及び運営委員会の決定に優先する。
- 3 総会は、会員40名以上の出席によって成立する。ただし、委任状を含む。
- 4 総会の議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長が決する。

第14条 幹事会は幹事の他に会長、副会長及び庶務会計によって構成し、幹事相互の連絡を図り、もって会員全体の状況を把握し、また、本会則に別に定めのあるものの他、総会閉会時の本会の通常の運営について必要な事項を審議し、処理することを目的とする。

第15条 運営委員会は運営委員の他に会長、副会長及び庶務会計によって構成し、主として本会運営上の事務的な事項について審議する。

- 2 緊急を要するため幹事会を招集することができないときは、運営委員会は幹事会に代わり、必要な事項について処理することができる。

## 第5章 事 業

第16条 本会はおおむね次の事業を行う。

- 1 母校及び会員との連絡
- 2 会員名簿及び会誌の発行
- 3 卒業生への記念品贈呈
- 4 会員死去の際の弔慰

その他第2条の目的達成のために必要と認められることがら。

## 第6章 会 計

第17条 本会の経費は次の収入をもってこれを充てる。

- 1 会 費
- 2 寄付金

ただし、親睦会等の開催その他事業を行うため会の通常の運営に支障をきたすと認めるときは、その事業に要する経費の一部を関係会員の同意を得て、その都度当該会員が負担する。

第18条 会費は終身会費とし、母校在学中に毎月100円ずつこれを前納するものとする。

第19条 会費は第2条及び第16条の目的達成以外のためには使用してはならない。

## 第7章 附 則

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第21条 本会は次の帳簿を置く。

- 1 会 則
- 2 会員名簿
- 3 会 議 録
- 4 会 計 簿
- 5 寄付者芳名簿
- 6 その他必要な帳簿

第22条 本会会則は総会において出席の3分の2以上の承認を得て、補足修正することができる。

第23条 本会則は昭和35年8月21日から実施する。